

# たずねやすい・わかりやすい

## 新しい住居表示制度について

昭和37年5月に「**住居表示に関する法律**」が施行され、富山市では、昭和40年からこの制度を市内の市街地で計画的に進め、みなさんの日常生活の不便の解消に努めています。以下にご説明しますことを十分ご理解いただき、たずねやすい・わかりやすい町づくりのためにご協力をお願いします。

### 1 新しい住居表示の必要性

現在、みなさんの住所を表示する場合には、土地の字名を住所の町名に用い、それに土地の財産番号である地番を組み合わせ表示しています。

(例) 富山市△△町 △△番地  
町名 地番

しかし、現在の字界は、街並みには合っていません。地番についても連続性が失われている外、分筆が繰り返されて多数の枝番が生じていたり、逆に同じ地番に複数の家屋が建っていたりして、住所が大変わかりにくくなっています。

その外、市内では通称町名が存在しているところもあり、住所を一層複雑にしています。

新しい住所表示を実施すれば

- ★救急車、消防車、パトカーなどが、より早く現場へ到着します。
- ★探したい家を、早く見つけることができます。
- ★配達物の誤配や遅配がなくなります。

このようなことから、全国の都市で新しい住居表示の制度を取り入れています。

## 2 新しい住居表示の制度とは・・・

### ◎町（字）の区域の合理化

幹線道路や鉄道、河川や恒久的な施設を境にして、適切な大きさの町に区画しなおします。

### ◎町の名称

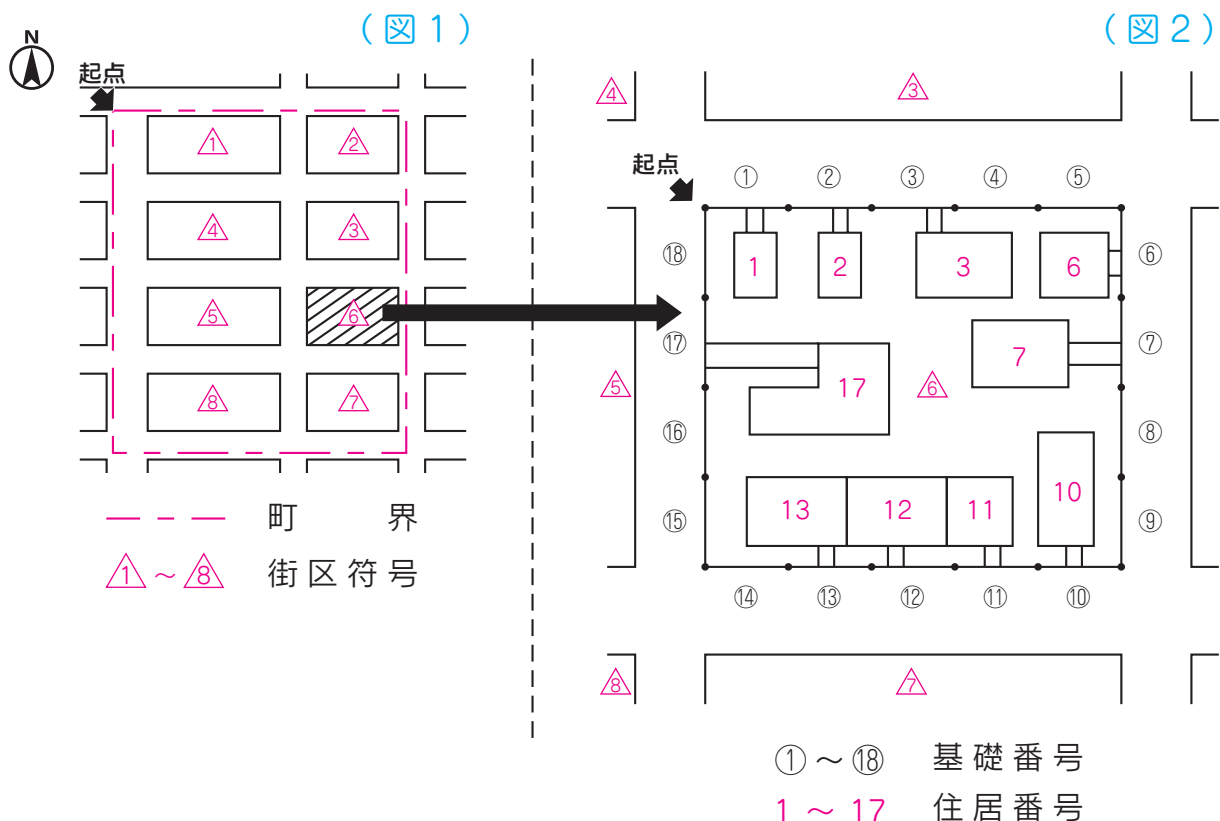
現在の名称を基本にしますが、新しいものにすることはできるだけ親しみやすく語調の良いものとします。町名については地域みなさんに決めていただきます。

### ◎街区符号（図1）

町の中を道路・水路などを境にいくつかの区画（＝街区）に分け、起点（各町の西北の角）に最も近い街区から右回りに連続蛇行する形で番号を付けます。この番号を街区符号といいます。

### ◎住居番号（図2）

街区の周りを起点（各街区の西北の角）から右回りに10m間隔に区切って番号（＝基礎番号）を付け、建物の主要な出入口が接するところの基礎番号を住居番号とします。



### 3 新しい住所の表し方は・・・

住居表示実施後は、**新町名**と**街区符号**、**住居番号**を組み合わせる住所を表示することになります。

(例) <一般家屋の場合>

富山市〇〇町 〇番 〇号  
新町名 街区符号 住居番号

<アパートなどの集合住宅の場合>

富山市〇〇町 〇番 〇 - 〇〇 号  
新町名 街区符号 基礎番号 部屋番号 住居番号

\*集合住宅の場合は、部屋番号も住居番号の一部として組み込まれます。

なお、戸籍や不動産の表示については従来どおり**地番**を用い、**町名**だけが変わることになります。

(例) <戸籍の表示>

富山市△△町△△番地 → 富山市〇〇町 △△番地  
地番 新町名 地番

\*別に届け出をして、街区符号を用いることもできます。この場合、富山市〇〇町〇番という表示になります。

<不動産の表示>

富山市△△町字△△割△△番 → 富山市〇〇町 △△番  
地番 新町名 地番

### 4 表示板を取り付けます

住居表示実施地区には、各街区の角（四か所）には**街区表示板**を、各建物の出入り口には**町名表示板**と**住居番号表示板**を取り付けますので、容易に目的地を見つけることができます。

